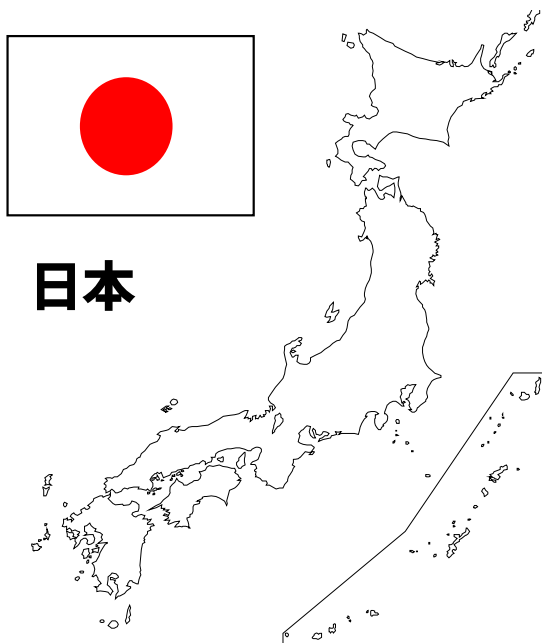


日・英租税条約

○租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、税務当局間の国際協力を推進することにより脱税を防止すること等を主な目的とするもの。

○英国との間では、現在も租税条約(昭和45年発効。昭和55年一部改正。)が締結されているが、緊密化する両国間の経済関係を踏まえ、およそ30年ぶりの新条約締結。



日本



英国

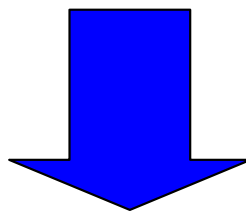
所得源泉地国課税の大幅軽減

配当:大幅引下げ(15%、10%→10%、5%、免税)
利子:大幅引下げ(10%→10%、免税)
使用料(著作権、特許権等):大幅引下げ(10%→一律免税)



条約の濫用の防止

一定の要件を満たす適格な居住者(個人、政府、上場会社、公益法人等)が条約の特典を享受できる。



両国間の投資交流の促進

●英国進出の日本企業は約840社。
●対英投資分野は、金融を中心としたサービス業から自動車など広範。

●日本進出の英国企業数は約280社。
●昨今、電気通信分野などを始めとして対日投資が増大。

(参考) 今後の交渉相手国(18年2月1日現在)
●オランダ(交渉中)
●フランス(交渉中)
●フィリピン(交渉予定)
(注)インドとの租税条約改正は今国会に提出予定。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。2004年に発効した日・米租税条約において、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、その後の交渉も、原則としてこの方針に沿っている。